

令和5年3月27日

文部科学省
研究振興局ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

厚生労働省
大臣官房厚生科学課
医政局研究開発政策課

経済産業省
商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正案 (概要) に対するパブリック・コメント結果について

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正案（概要）について、令和4年11月28日から12月27日までの期間、意見の募集を行いましたところ、電子政府の総合窓口（e-Gov）に、以下のとおり御意見をいただきました。

意見提出数：35名の個人・団体から、延べ82件
（内訳）個人16名から51件
企業・団体4社から16件
その他から15件

いただいた御意見とそれに対する考え方は別紙のとおりです。

なお、概要中、Ⅱ.改正の内容（案）3.(1)③及び(2)②の改正事項については、本年1月26日に開催された第8回「生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議」における議論を踏まえ、オプトアウトによる既存試料の利用又は提供が可能となる要件として、「当該既存試料を用いなければ研究の実施が困難である場合」を学術例外だけでなく、特段の理由がある場合においても課すことが適切であるため、一部改正案の修正を行いました。

今回貴重な御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。